

# 津市総合計画推進検討委員会設置要綱

平成22年5月20日訓第39号

改正 平成25年3月29日訓第15号  
平成27年3月31日訓第17号  
平成28年4月28日訓第49号  
平成29年3月31日訓第31号  
令和2年3月25日訓第8号  
令和6年3月29日訓第54号

(設置)

第1条 本市の総合計画（以下「総合計画」という。）について調査研究を行い、総合計画に係る試案の作成及び総合計画の適切な進行管理を行うため、津市総合計画推進検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の進行管理に関する報告案の作成に関すること。
- (2) 総合計画の見直しに関する報告案の作成に関すること。
- (3) 総合計画に係る試案の作成に関すること。
- (4) その他総合計画に係る総合調整に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長には津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）第2条第1号に規定する副市長を、副委員長には他の1人の副市長をもって充てる。

3 委員には、別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。  
(意見等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策財務部政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓は、平成22年5月20日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓第15号)

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓第17号)

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月28日訓第49号)

この訓は、平成28年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓第31号)

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日訓第8号)

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日訓第54号)

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

政策財務部長、危機管理部長、総務部長、市民部長、スポーツ文化振興部長、環境部長、健康福祉部長、商工観光部長、農林水産部長、都市計画部長、建設部長、ボートレース事業部長、上下水道事業局長、上下水道管理局長、消防次長、三重短期大学事務局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、議世事務局長